

HIRAKI & ASSOCIATES

Newsletter

JANUARY 2014

2014年1月1日発行 第4号 [編集・発行] 平木国際特許事務所 <http://www.hiraki-patent.co.jp/> E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

平木国際特許事務所 ニューズレター

4
vol.



HIRAKI & ASSOCIATES

平木国際特許事務所 ニューズレター

Contents

目次

卷頭言	03	東京オリンピック・パラリンピック開催決定に思う 所長・弁理士／平木祐輔
判例紹介	04	Myriad事件最高裁判決(Prometheus事件最高裁判決を踏まえて) 弁理士／田中夏夫・内藤由美
判例紹介	07	電気・機械分野の記載要件について 弁理士／広瀬幹規
解説	10	新しいタイプの商標の保護①(保護対象、定義等) 副所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士／平木康男
随想	12	三審制の神話と現実 顧問弁護士・元知的財産高等裁判所部総括判事／田中信義
解説	13	6次産業化と知的財産 弁理士／鈴木恵子
紹介	14	諸外国への特許出願 内外事務グループ・グループリーダー／武藤 守

卷頭言 ➤

東京オリンピック・パラリンピック開催決定に思う

平木祐輔 | Hiraki Yusuke 平木国際特許事務所 所長・弁理士



昨

年の9月7日(日本時間8日)、アルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会の総会で、2020年の夏季オリンピック・パラリンピック(以下、オリンピックとします。)の開催地が東京に決定しました。開催が決定したのが、日本時間で明け方ということで、私は早々に床についておりましたが、その模様はテレビで中継されていたので、テレビの前で固唾を呑んで見守っておられた方も多いのではないでしょうか。

個人的予想では、実は私はイスタンブールが開催地に決まるのではないかと思っていました。東京が開催地になれば経済的効果のみならず、私たち国民の心を明るく昂揚してくれることは間違いないので、開催地になると良いな、と思いつつも、直前に報道された福島第一原子力発電所の汚染水問題が、選考委員に東京への投票を躊躇させるのではないか、と考えたのです。

対して、イスタンブールはトルコ国内での大きな反政府デモは取りざたされていたものの、西洋と東洋が混じり合ったエキゾチックな魅力を街が有していることに加え、世界初のイスラム国でのオリンピック開催というのは、選考委員に魅力的に映るのではないかと思われたからです。

開催地が東京に決定した理由は色々考えられる(高円宮妃久子さま、オリンピック選手、パラリンピック選手の心を揺さぶるプレゼンテーションや、過去の経験など)と思いますが、最終プレゼンテーションで安倍総理大臣が、福島第一原子力発電所について「コントロール下にある」と明言したことが、選考委員を安心させたことも理由の1つになっているでしょう。

安倍総理大臣のこの発言については、野党やオリンピック招致に反対する人々から批判の声もあがっていますが、逆に言えば、日本政府が国際社会に福島第一原子力発電所の問題収束を公約した訳ですから、これまで以上に官民上げて収束に取り組むことを期待したいと思います。

弁理士という、科学技術に関わる仕事を生業としていることもあります。私は科学の力、とりわけ日本の科学技術に対して、ややもすれば楽天的な信頼感を抱いている部分が常にあります。是非安倍総理大臣のプレゼンテーションを空手形にしな

いよう、取り組んで頂きたいと思います。

話は変わりますが、過去東京でオリンピックが開催されたのは1964年(昭和39年)一度だけですが、もう一回幻の東京オリンピックがあったのをご存じでしょうか。

実は1940年(昭和15年)のオリンピックの開催地は東京に決定し、アジア初のオリンピックとして準備が進められていたのです。しかし、戦争へと向かう中、官民から返上論が噴出、ついに1938年(昭和13年)にはオリンピック開催は返上されてしまいます。本来開催するはずだった1940年の翌年に日本が太平洋戦争に突入するのは皆さんご承知の通りです。

「オリンピック=平和の祭典」という紋切り型の言葉は、今や手垢にまみれている感があるのは事実ではありますが、平和なくしてはオリンピックが開催できないのもまた事実であり、この幻の東京オリンピックのことを私たちはもっと知っておくべきであると思います。

その後、日本復興の象徴とも言える1964年の東京オリンピックが開催されました。日本中がオリンピックに国内外の選手の活躍に浮かれた中、私も…と思い出の一つも書きたいところなのですが、開催期間が折悪しく、勤めていた特許庁の審査官試験の準備期間とぶつかってしまい、当時暮らしていた独身寮で、同僚・先輩たちがテレビ観戦に歓声をあげる中、黙々と勉強をしていた記憶があるのみです。

次の東京オリンピックが開催されるのは7年後。7年後の東京、そして日本、さらには世界がどのような状況にあるのか俄に想像が付きませんが、私生来の楽天的な性格から、きっと素晴らしい日本、素晴らしいオリンピックになってくれるものと信じています。

その素晴らしい日本を支える柱の一つはやはり科学技術、そして知的財産です。オリンピック開催時の日本の科学技術に、知的財産の側面から少しでも貢献できるよう、弊所も一丸となって頑張っていきたい—何やら手前味噌の感もありますが、オリンピック開催のニュースを見ながらそのようなことを考えた次第です。

判例紹介



Myriad 事件最高裁判決 (Prometheus 事件最高裁判決を踏まえて)

田中夏夫 | Tanaka Natsuo 平木国際特許事務所 弁理士



内藤由美 | Naito Yumi 平木国際特許事務所 弁理士

1. | 事件の経緯

本年6月13日、米国最高裁は、いわゆる Myriad 事件について、「天然のDNAセグメントは自然の産物であり、単離されただけでは米国特許法第101条の特許適格性を有さないが、cDNAは天然のものではないため特許適格性を有する。」との判断を下した。本事件については既に新聞やインターネット上で話題となり、ご存知の方も多いと思われる。従つて、本稿では、単に判示事項をお伝えするのではなく、事件の背景、本事件による現時点の状況、そして将来への影響について、簡単にまとめてみたい。

なお、米国特許法第101条は、保護対象として方法(process)、機械(machine)、製造物(manufacture)、組成物(composition of matter)及びこれらの改良を規定している。これらに対して、抽象的なアイデア(abstract idea)、自然法則(law of nature)及び自然現象(natural phenomenon)は保護対象に含まれない。

本事件は、変異により乳癌・卵巣癌の発症リスクを上昇させる2つの遺伝子(BRCA1/2遺伝子)の位置と配列を発見し、変異遺伝子の検査法を開発したMyriad社によって出願され、許可された数件の特許に対し、無効判決を求めて提起された訴訟である。検査の結果、遺伝子変異が見つかった米国の女優が自身の乳癌リスク回避のための乳房切除を行ったことを告白したこともあり、一般にも注目された事件である。原告は、Myriad社からの特許侵害訴訟の結果、遺伝子検査を止めた医師、研究者、患者、弁護士と多岐にわたっていたが、最終的に原告適格を認められたのは一部のみである。

確認のために、本事件の経緯を簡単に表にまとめる。

表中、検査方法は、BRCA遺伝子の塩基配列を「分析」また

は「比較」することを含む遺伝子変異の検査方法であり、スクリーニング方法は、変異BRCA遺伝子を有する形質転換細胞を用いた癌治療剤のスクリーニング方法である。

Myriad 事件の経緯

	判決日	判示事項
ニューヨーク 南地区連邦地裁 ⁽¹⁾	2010.03.29	組成物(単離DNAおよびcDNA)、方法共に101条の特許適格性なし
連邦巡回控訴 裁判所(CAFC) ⁽²⁾	2011.07.29	組成物(単離DNAおよびcDNA)、スクリーニング方法に特許適格性あり、検査方法は適格性なし
最高裁判所 ⁽³⁾	2012.10.30	Prometheus事件最高裁判決 ⁽⁶⁾ (後述)を考慮して再判断するよう差し戻し
CAFC ⁽⁴⁾	2012.08.16	Prometheus事件最高裁判決を考慮した結果、2011.07.29のCAFC判決と同様の判決
最高裁判所 ⁽⁵⁾	2013.06.13	組成物クレームについてのみ上告され判決

なお、CAFCの審理対象は7件の特許における15のクレームであった。そのうち組成物クレームが9個、方法クレームが6個である。また、最高裁の審理対象は組成物クレームだけとなり、3件の特許における9個のクレームである。

2. | 判決の背景(組成物クレーム)

米国は判例法の国であり、判決を読めばわかるように、また審査基準(MPEP)も、相当古いものから最近のものまで、数多くの判例を引用しながら記載されており、先行する判例を知らないければその内容を正確に理解することはできない。

引用された全ての判決にここで触れることはできないが、本事件の主要部分に関連する判決は以下の通りである。

まず、現在のMPEPで明記され、本事件でもまず引用されているChakrabarty事件(1980年)⁽⁷⁾は、プラスミドを挿入した微生物に特許性を認めた事件である。得られた微生物は原油の分解能が向上しており、天然の微生物とは異なるとされたものである。これに対してFunk Brothers事件(1948年)⁽⁸⁾は、根粒細菌の混合物に対して天然のものと異なるとして特許性が認められなかった事件である。Myriad事件最高裁判決において、上記の2つの判例が大きく影響している。方法クレームの判断には、Prometheus事件(1912年)の最高裁判決⁽⁶⁾が影響し、そのために本事件が最高裁から一旦CAFCに差し戻されているが、Prometheus事件自体、Bilski事件(2010年)の最高裁判決⁽⁹⁾を理由にCAFCに差し戻された経緯がある(後述)。

さらに、本判決で重要なポイントである「単離された」との文言にこだわって遡ると、最高裁の判決ではないが、およそ100年も前の判決(Park-Davis事件、1911年⁽¹⁰⁾)にまでたどり着く。単離されたアドレナリンに特許性を認めた事件であるが、その解釈には疑問の声もある。従来はDNAそのものについての判断ではなく、特許庁は過去の判例に基づいて「単離された」DNAに特許適格性を認めてきたが、その実務が今回否定されるか否かが、本事件が最高裁判決前から注目された理由の一つである。それぞれ事情が異なる判決が日々蓄積されていく中で、後の事件が検討されており、最高裁判決が確定したことで、本事件も今後の関連する事件での判断基準をなしていくのである。

■ 3. | 判決の背景(方法クレーム)

Myriad事件の一連の判決においては、方法クレームの特許適格性についても争われた。方法クレームは、BRCA遺伝子の塩基配列を「分析」または「比較」する遺伝子変異の検査方法に関するクレームならびに候補化合物の存在下で変異BRCA遺伝子を有する形質転換細胞を増殖させ、増殖率を決定する工程を含む、癌治療剤のスクリーニング方法に関するクレームであった。

診断方法等の検査方法クレームに関しては、Myriad事件最高裁判決の前、2012年3月20日にPrometheus事件最高裁判決が出されていた。Prometheus事件においては、投与した薬剤の代謝物の濃度に基づいて薬剤の毒性及び治療効果を判定し前記薬剤の投与量を決定する方法に係るクレームの特許法第101条の特許適格性が争われ、薬剤の代謝物の濃度と治療効果の関係は自然法則そのものであるとして特許適格

性が否定された。Prometheus判決においては、それ以前の、発明が米国特許法第101条に規定する方法に該当するかについて争われた事件が引用された。Flook事件(1978年)⁽¹¹⁾においては、数式を用いて石油化学における触媒変換方法をモニタリングする方法の特許適格性が争われ、付加的ステップによりクレームを特別な応用に限定されないと認め特許適格性を否定した。Diehr事件(1981年)⁽¹²⁾においては、数式を用いて合成ゴムを硬化させる方法の特許適格性が争われ、数式をプロセスに全体として統合するという付加的なステップにより特許適格性が認められた。さらに、Bilski事件(2010年)⁽⁹⁾においては、ヘッジ取引に関するビジネス方法発明の特許適格性が争われ、リスクをヘッジする方法について抽象的なアイデア(abstact idea)に過ぎないとして特許適格性を否定した。

Myriad事件では、2012.10.30最高裁で、Prometheus事件の最高裁判決を考慮して再判断するよう差し戻され、その後CAFCにて、2011.07.29のCAFC判決と同様の判決が出された(2012.08.16)。すなわち、検査方法については、遺伝子を「分析」または「比較」する検査方法は抽象的なメンタルプロセス(Abstract mental process)であるという理由で特許適格性なしと判断された。一方、癌治療剤のスクリーニング方法については、「形質転換細胞を増殖させる」工程、「細胞の増殖率を決定する工程」は抽象的であると言えないという理由で特許適格性ありと判断された。その後の最高裁における上告審では検査方法及び形質転換細胞を用いる癌治療剤のスクリーニング方法については争われなかつたので、検査方法が特許適格性を有さず、形質転換細胞を用いる癌治療剤のスクリーニング方法が特許適格性を有するという判決が確定した。

■ 4. | Myriad事件判決及びPrometheus事件判決を踏まえた今後の対応

Myriad事件判決はDNAに関する判決である。判決を受け、米国特許商標庁では同日早速審査官向けのMemorandumを出したが、それはPrometheus事件最高裁判決後に出了されたものと比較して非常に簡単なものであり、単に判示事項をなぞるに過ぎないものであった。より包括的なガイドラインが出される予定であるが、米国の特許代理人によればまだ時間がかかるのではないかとの見解であった。

その理由は、本事件が様々な他の技術に関わる判例に基づいて判断されたように、本事件自体も、単に遺伝子のみでなく、「単離されただけ」の細胞、微生物、抗生物質、タンパク質等にも関連し得るからである。判決中でも触れられているように、古いものでは(単離された)アドレナリンやビタミ

ンB₁₂は特許され、他方、(単離された)鉱物や植物の繊維には特許性なしとしてきた判例がある。「ヒトの手による改変」がどの程度であれば良いとするのか、従来の実務を見直し、線引きのために慎重な検討がなされているのである。

特許庁でのガイドラインが確定するまで出願を待つことはできない。また今回の判決では、天然と配列が異なる改変されたDNA、イントロンを含まない短いcDNAについては踏み込んだ議論はされていない。しかし、例えばChakrabarty事件⁽⁷⁾を参考にして、「ヒトの手による改変」を明確に組み込むことで101条の問題はクリアできると考えられる。

検査方法に関しては、Prometheus事件⁽⁶⁾判決後、自然法則が関与した方法クレームの特許適格性に関するガイドラインが発行された(2012.07.03)。このガイドラインにおいて、方法発明が特許適格性を有するか否かを判断するに当たり、1. クレーム発明が方法に関するものであるか、2. クレームは自然の原理(law of nature, natural phenomenon, naturally occurring relation or correlation)に重点を置いたものであるか、3. クレームは、自然の原理をクレーム発明と統合する付加的な要素／工程または要素／工程のコンビネーションを含むことにより、自然の原理が実用的に適用され、あるいはクレームが自然の原理そのものを著しく超えるようになることを十分に保証するか、という3つの分岐テストを経て判断されることが明示された。2013年12月現在、いわゆるin vitroの診断方法に関するクレームについてPrometheus判決に基づいて特許法第101条の特許適格性が否定される事例が多数出てきている。

Prometheus事件⁽⁶⁾に基づく特許適格性判断に関して言えば、前述のガイドラインには、検査に特定の抗体を用いる場合は特許適格性を有するとされている。すなわち、検査に用いる試薬等を特定のものに限定することで対応できる可能性がある。また、診断工程に加え治療工程を加えることで許可されたという事例も既に存在する。

5. | 私見

今回の最高裁判決は、CAFC判決(単離DNAに特許適格性を認めた)中でMoore判事が述べた意見のように、遺伝子検査をめぐる争い、USPTOの従来の実務等を考慮しない「blank canvas」であれば、結論は異なっていたかもしれない。特許制度は特許付与による技術革新の促進と、排他権の付与による技術革新の阻害との均衡をとる両刃の剣であり、判決もそうした事情を考慮せずに下されている訳ではない。

今回のMyriad事件最高裁判決では、組成物クレームの101条の特許適格性の問題しか取り扱っていない。CAFCで

扱われた方法クレームについても同様に101条の特許適格性の問題しか取り扱っていない。すなわち、102条(新規性)、103条(非自明性)、112条(記載要件)等については検討されていない。しかしながら、我々弁理士が受け取る拒絶理由のうち対応がより困難なものは一般的には後者であり、実際には審査段階で、また訴訟段階で、これらの問題が絡んで事態がより複雑となることが多い。

DNAの単離は、以前は革新的な技術だったが、今やそれ自体さほど困難でないと認識されている。本来不变であるべき101条とは異なり、新規性、非自明性は時代と共に変化し得る。ゲノムプロジェクトによってDNAの配列情報が蓄積され、容易に得られるようになった現在、配列情報のみともいえるクレームは102条、103条によって拒絶可能ではないか。また短鎖DNAに関する議論では、実務的には実施可能要件を満たさない等の拒絶理由が存在し得ると考える。

Myriad事件最高裁判決もPrometheus事件最高裁判決も、色々な事情が見え隠れする中での判決であるが、バイオ・化学の分野において、今後考慮すべき重要な判決の一つである。当所においても、既に判決の影響を受けたアクションが届き始めている。USPTOの今後の対応を注視し、現地代理人とのコミュニケーションを密にしながら、個々の出願にとって最適の対応を検討することが不可欠である。

●参考判決

- (1) *Association for Molecular Pathology v. United States Patent and Trademark Office*, 702 F. Supp. 2d 181, 385-392 (S.D.N.Y. 2010)
- (2) *Association for Molecular Pathology v. United States Patent and Trademark Office*, 653 F.3d 1329 (Fed. Cir. 2011)
- (3) *Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.*, 566 U.S._(2012)
- (4) *Association for Molecular Pathology v. United States Patent and Trademark Office*, 689 F.3d 1303, 1328 (2012)
- (5) *Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.*, 569 U.S._(2013)
- (6) *Mayo Collaborative Service v. Prometheus Laboratories, Inc.*, 566 U.S._(2012)
- (7) *Diamond v. Chakrabarty*, 447 U.S.303, 309 (1980)
- (8) *Funk Brothers Seed Co., v. Kalo Inoculant Co.*, 333 U.S. 127, 130 (1948)
- (9) *Bilski v. Kappos*, 561 U.S._(2010)
- (10) *Parke-Davis & Co. v. H.K. Mulford Co.*, 189 F.95, 103 (C.C.S.D.N.Y. 1911), aff'd in part, rev'd in part, 196 F.496 (2d Cir 1912)
- (11) *Parker v. Flook*, 437 U.S.584, 590 (1978)
- (12) *Diamond v. Diehr*, 450 U.S.175, 185 (1985)

判例紹介



電気・機械分野の記載要件について

広瀬幹規 | Hirose Tomonori 平木国際特許事務所 弁理士

1. はじめに

前号・前々号のニュースレターにおいて、電気・機械分野からは進歩性判断に関する判例を紹介してきた。本号では、実施可能要件(36条第4項第1項)及びサポート要件(36条第6項第1項)が争われた事例を取り上げる。

判決日：平成23年9月29日

平成23年(行ケ)第10010号

2. 事件の経緯

被告は、発明の名称を「ヒートポンプ式冷暖房機」とする発明について出願し、特許第4208982号として登録を受けた。原告は、本件特許に対して無効審判(無効2010-800034号)を請求したが、その請求は成り立たないと審決を受けた。本件訴訟は、原告が審決の取り消しを求めた事案である。

3. 本件発明の内容

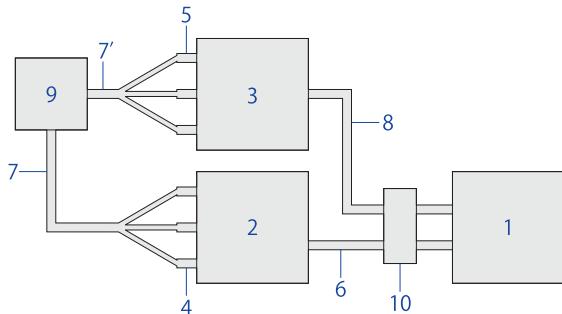
1) 本件発明は、冷房運転及び暖房運転が行えるヒートポンプ式冷暖房機に関するものである。

図1に示すように、コンプレッサー(1)と既設コンデンサー(2)を四方弁(10)を介したガスパイプ(6)で接続し、既設コンデンサー(2)の冷媒ガス出口に設置したキャピラリチューブ(4)と、追設コンデンサー(9)と蒸発器(3)のキャピラリチューブ(5)をガスパイプ(7)で接続し、追設コンデンサー(9)と蒸発器(3)のキャピラリチューブ(5)をガスパイプ(7')で接続し、蒸発器(3)の冷媒ガス出口と、コンプレッサー(1)とを、四方弁(10)を介したガスパイプ(8)で接続した構成である。ここで、追設コンデンサー(9)は、内部のガスパイプ回路の管の内径の80%以内又は断面積を64%以下と細くした追設コンデンサーとをガスパイプで結び、追設コンデンサーと蒸発器のキャピラリチューブをガスパイプで結び、蒸発器の冷媒ガス出口とコンプレッサーとを四方弁を介したガスパイプで結び、ガスパイプ側にコンプレッサーより冷媒ガスを吐出して既設コンデンサーに送り、既設コンデンサーで大気又は冷却水と熱交換して凝縮させ、ガスパイプを通って追設コンデンサーに送って放熱してさらに凝縮させ、ガスパイプを通って蒸発器に設置したキャピラリチューブで減圧し、蒸発器に送って蒸発させたのち、ガスパイプで冷媒ガスをコンプレッサーに戻す冷房運転と、コンプレッサーよりガスパイプに冷媒ガスを吐出し、蒸発器をコンデンサーとして作動させて冷媒ガスを凝縮させ、ガスパイプを通って追設コンデンサーに送って放熱してさらに凝縮させ、ガスパイプで冷媒ガスを既設コンデンサーに設置したキャピラリチューブに送って減圧し、既設コンデンサーに送って既設コンデンサーを蒸発器として作動させて冷媒ガスを蒸発させたのち、ガスパイプを通ってコンプレッサーに戻す暖房運転とを、四方弁で切替え運転を可能とし、冷房運転、暖房運転のいずれの場合でも追設コンデンサーで冷媒ガスを放熱して、凝縮を進めることを特徴とするヒートポンプ式冷暖房機。

2) 請求項1の記載は以下の通りである。

● [請求項1]

図1



4. | 原告の主張

1) サポート要件について

原告は、(a) 本件明細書の図1の実施形態と同様の構成において、冷房運転時の追設コンデンサーでの凝縮の有無を計算モデルによりシミュレーションし、1例を除いてほとんどの例では凝縮がみられない点、(b) 本件発明の実施には、「冷媒が流れる方向によって機能したりしなかったりするキャピラリチューブの存在」が不可欠であることが前提となるが、キャピラリチューブは、一定の壁面摩擦抵抗によって冷媒圧力を下げる機能しかないから、「冷媒の流れる方向によって機能したりしなかったりするキャピラリチューブ」なるものは存在せず、各実施例が実施不可能な点などを主張し、「そこに記載された発明は、当業者が行う設計の範囲内では実施不可能であるため、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できる範囲のものであるとはいえないし、発明の詳細な説明の記載や示唆がなくても当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものともいえないから、サポート要件に違反するものである」と主張した。

2) 実施可能要件について

原告は、「発明の詳細な説明に記載された発明には、追設コンデンサー直前のキャピラリチューブによる減圧問題があるため、当業者が通常行う設計の範囲内では実施することができないにもかかわらず、本件明細書には、どのような考え方で設計を行えば、この問題を克服して追設コンデンサーで常に凝縮を進めることができるのかについて、その原理を正しく明らかにする記載がない。… 当業者が本件発明を実施しようとしたときに、発明の詳細な説明に記載された発明の実施についての教示と出願時の技術常識によっても、当業者に期待し得る程度を超える試行錯誤を強いることは明らかであるから、発明の詳細な説明の記載は、実施可能要件に違反する」と主張した。

5. | 裁判所の判断

●裁判所は、以下の通り原告の主張を退けた。

1) サポート要件について

裁判所は、サポート要件の判断基準を、「特許請求の範囲の記載が、サポート要件に適合するものであるか否かについては、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、発明の詳細な説明に、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の課題が解決されるものと認識し得る程

度の記載ないし示唆があるか否か、又は、その程度の記載や示唆がなくても、特許出願時の技術常識に照らし、当業者において、当該課題が解決されるものと認識し得るか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である」と判示した上で、「… 本件発明は、冷房運転時、暖房運転時のいずれも冷媒ガスの凝縮能力だけが増大するように工夫したものであって、… 冷房運転、暖房運転のいずれの場合でも、追設コンデンサーで冷媒ガスを放熱して凝縮を進めることにより解決することを特徴とするものであるところ、発明の詳細な説明には、冷房運転、暖房運転のいずれの場合でも追設コンデンサーで冷媒ガスを放熱して凝縮することが達成されることが、具体例とともに記載されている。したがって、発明の詳細な説明には、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の技術課題が解決されるものと認識し得る程度の記載があるということができる」と判示した。

また、裁判所は、原告側が実施したシミュレーションに基づく上記(a)の主張については、「… 本件明細書の図1の実施形態と同様の構成において、冷房運転時の追設コンデンサーでの凝縮の有無を計算モデルによりシミュレーションした本件意見書では、ほとんどの例では凝縮がみられず、外気温度が33°Cの場合(例5)についてのみ凝縮するという結果が示されている。… ヒートポンプ式冷暖房機について、冷房運転を実施する際の条件としては、実施例1や本件意見書の例5のように既設コンデンサーの凝縮温度と外気温度の差が大きな場合だけでなく、本件意見書の他の例のようにその温度差が小さな場合もあるのであって、かかる場合には、本件発明の上記効果を奏すことができない可能性があるといえる。しかしながら、一般に、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された実施例とは異なる条件で実施された場合にあっては、発明の詳細な説明に記載された効果を奏しないことがあることは想定されるのであって、全ての設計条件、環境条件の下で常にその効果が奏するものでないからといって、発明の詳細な説明には、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の課題が解決されるものと認識し得る程度の記載がないとして、サポート要件が否定されるべきものとはいえない」と判示した。

また、裁判所は、原告側の上記(b)の主張については、「しかしながら、キャピラリチューブを通過する冷媒の温度や圧力が、キャピラリチューブやキャピラリチューブに繋がるガスパイプの寸法設計、キャピラリチューブの内部壁面の状態及び冷媒の相変化の状態等の影響を受けることは技術常識であるから、各実施例において、追設コンデンサー手前のキャピラリチューブを通過する冷媒はほとんど温度変化がないのに対し、その後のキャピラリチューブを通過する冷媒につい

ては温度低下が生じていることが、追設コンデンサー後のキャピラリチューブのみが機能し、その手前のキャピラリチューブは機能していないことを示すものとはいえない。したがって、追設コンデンサーの前後に設けられたキャピラリチューブを通過する冷媒の温度変化の状況から、直ちに各実施例の内容に誤りがあるとはいえないと主張は採用できない」と判示した。

2) 実施可能要件について

裁判所は、実施可能要件の判断基準を「実施可能要件は、当業者が、明細書及び図面に記載された事項と出願当時の技術常識に基づき、特許請求の範囲に記載された発明を容易に実施することができる程度に発明の詳細な説明を記載することを求めるものである」と示した上で、「発明の詳細な説明には、冷房運転、暖房運転のいずれの場合でも追設コンデンサーで、冷媒ガスを放熱して凝縮することが達成されることを裏付ける具体例が開示されているのであり、当業者が、明細書及び図面に記載された事項と出願当時の技術常識に基づき、特許請求の範囲に記載された発明を容易に実施することができる程度の記載がされているといえる」と判示した。

さらに、裁判所は、「…コンデンサーヤーやキャピラリチューブ等の部材は、本件発明についてのみ用いられるものではなく、冷暖房機の製造に一般的に用いられているものであるし、発明の詳細な説明に記載された構成や設計事項のほかに、各実施例に則して本件発明を実施する上で、ヒートポンプ式冷暖房機の構成や設計について、格別の配慮を要すべき事項はうかがわれないから、本件発明を実施するためのコンデンサーヤーやキャピラリチューブの寸法等は、当業者による適宜の設計事項であるべきであり、その具体的な設計が詳細に示されていなければ、その実施について、当業者に対して過度の試行錯誤を強いるものであるとはいえない」と判示した。

■ 6. | 筆者の見解

1) サポート要件について

明細書においてどの程度の記載があればサポート要件を満たすかの具体的な認定は、技術分野や事案ごとに個別の判断となるが、本件では、サポート要件については少し緩やかに適用されたと言える。

本件訴訟は、「既設コンデンサー内のガスピープ回路の管の内径の80%以内又は断面積を64%以下」というパラメータ範囲自体を争ったものではなく、明細書に記載された環境条件とは異なる環境条件で実施された場合における、追設コンデンサー9の前に設けられたキャピラリチューブ4の作用効

果、及びそのような構成における追設コンデンサー9の作用効果が争点となった。

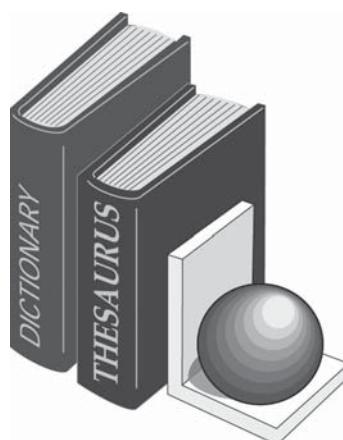
原告は、明細書に記載された条件とは異なる条件で実施された場合には、本件発明の構成では課題を解決できない点をシミュレーションによって示したが、裁判所は、作用効果を奏する具体例の記載があればサポート要件は否定されないと判断した。実際、本件の明細書には、冷房運転及び暖房運転の両方の場合において追設コンデンサーで冷媒ガスを放熱して凝縮できる具体例が記載されており、上記判断基準に照らせば、サポート要件は充足すると理解できる。

実務上の指針としては、発明が解決する課題を示した上で、単にその課題を解決できる構成を記載するだけでなく、作用効果を奏する具体的な条件例（環境、設定など）を記載すれば十分であろう。

2) 実施可能要件について

実施可能要件については、裁判所は、課題を解決できる具体的な実施例の記載があれば足りると判断している。なお、裁判所は、本件発明の技術分野では、コンデンサーヤーやキャピラリチューブの寸法等は当業者による適宜の設計事項である点を考慮し、このような事情を考慮して詳細な設計が示されていない場合でも実施可能要件が否定されないと判断している。

したがって、実務上の指針としては、課題を解決する具体的な実施例を記載するのは当然であるが、その他の細かな設計要素については当業者であれば適宜調整可能である点などを記載しておくことも、後々に実施可能要件が指摘された際の反論の材料として意義があると思われる。





新しいタイプの商標の保護① (保護対象、定義等)

平木康男

Hiraki Yasuo 平木国際特許事務所 副所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

1. | はじめに

「ものが売れない」時代にあって、自らの商品またはサービスを他者の商品またはサービスと差別するため、「商標」を活用したブランド戦略は今まで以上に重要になっています。

また、デジタル技術の進歩や、経済のボーダレス化が進む中、それに対応したブランド戦略、販売促進戦略が必要となっており、そのためには文字や図形といった伝統的な商標だけではなく、「動きのある商標」、「輪郭のない色彩」、「音」、さらには「におい」、「触感」、「味」といったものまでもが、企業のブランドを表すものとして活用されるようになり、諸外国でこれらを商標として登録する動きが進んでいます。

日本(特許庁)においても、これらの「新しいタイプの商標」の保護・登録については、導入に向けて議論が重ねられてきています。

導入時期は現時点では不明ですが、早ければ平成26年春の国会に法案が提出され、翌平成27年春に制度スタートともいわれています。

本稿では、これら「新しいタイプの商標」の日本における動向について、平成25年9月に特許庁が公表した産業構造審議会知的財産分科会(商標制度小委員会)による報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」(以下、「報告書」という。)を参照しつつ、複数回にわたって紹介したいと思います。

2. | 新たに保護対象とする商標の類型

現在、我が国商標法において商標登録を受けることはできないが、諸外国において商標登録を受け得るものとしては、「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」、「におい」、「味」、「触感」、「トレードドレス」の商標(以下、「非伝統的商標」という。)が挙げられます。

それについて簡単にご説明しましょう。

①視覚で認識できる商標

a.「動き」の商標

図形等が時間によって変化して見える商標です。例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される平面商標や、動く立体商標等が挙げられます。多くの国で登録が認められていますが、現状、日本では1つの商標と認められず、登録できません。

b.「ホログラム」の商標

「報告書」においては、「物体にレーザー光等を当て、そこから得られる光と、もとの光との干渉パターンを感光材料に記録し、これに別の光を当てて物体の像を再現する方法及びこれを用いた光学技術を利用して図形等が映し出される商標」と非常に難しく書かれていますが、いわゆるホログラムのことです。偽造防止等の目的で広く利用され、諸外国の登録事例も増えていますが、こちらも1つの商標とは認められず、日本では登録できません。

c.「輪郭のない色彩」の商標

図形等と色彩が結合したものではなく、色彩からのみなる商標のことです。複数の色彩を組み合わせたものと、単一の色彩によるものがあります。

d.「位置」の商標

図形等の標章、その付される位置によって構成される商標です(シャツの胸ポケットの脇に付されたタグや、包装容器の特定の位置に付された模様等)。マーク(標章)と付される位置が構成要素となる分、マーク自体の識別性の要件は伝統的な商標よりも緩和されると思われます。

e.「トレードドレス」の商標

その名の通り、「商標のドレス=パッケージ」の商標ですが、国際的にその定義が確定しておらず、かつ保護対象も一義的に定まっていません。商品の包装や立体的形状、店舗や販売ブースの装飾等を指すこともあります。

②視覚で認識できない商標

a.「音」の商標

音響商標ともいいます。音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識されます。有名な「インテル」の音響商標等、諸外国でも多くの登録事例があります。

b.「におい」の商標

嗅覚で認識できる商標です。米国登録商標として自動車用

の合成潤滑油のにおいて、欧州共同体登録商標としてテニスボールのにおいて登録された事例があります。

c.「触感」の商標

触覚で認識できる商標です。登録事例は多くありませんが、米国商標としてワインボトルの触感が登録されています。

d.「味」の商標

味覚で認識できる商標です。現状では諸外国においても登録事例はありません。

「報告書」ではこれらの非伝統的商標のうち、保護を求めるニーズや、商標の権利範囲の特定性、国際的状況(各国における登録事例の数等)を踏まえて、①「動き」、②「ホログラム」、③「輪郭のない色彩」、④「位置」、⑤「音」の5類型を新たに商標法の保護対象にするべきだと述べています(以下、①～⑤の商標を「新商標」という)。

今回、新商標以外の非伝統商標が保護対象とすべきという報告の対象にならなかった理由としては、諸外国においても登録事例が多くないこと、さらには権利範囲の特定(出願時、類否判断時、登録時の公示時等)が非常に難しいことが大きな要因になったのではないかと考えます。

ただし、「報告書」では新商標以外の非伝統商標についても、諸外国において保護されている事例もあることや、今後保護のニーズが高まってくる可能性も想定されることから、商標制度小委員会で併せて議論していくことが必要だとしています。

3. | 商標の定義

商標法で保護対象とする商標の類型が増えることになるわけですから、現在の商標法第2条第1項に規定されている商標の定義も当然変わることになります。

「報告書」では次の理由を挙げて、商標の定義はいわゆる限定列挙ではなく、具体的な例示を挙げた上で包括規定とするべきであり、さらにはこれまで商標法第3条第1項各号で登録要件として挙げられてきた、自他商品役務等識別機能(その商標を付した自社の商品または役務を他社の商品または役務と区別させる商標の基本的機能)を商標の定義に組み込むべきであるという意見が多数出たと述べています。

①国際的状況に鑑みると、限定列挙は望ましくなく、ユーザーが新しいタイプの商標とは何かをわかりやすいものになるよう、可能な限り具体的な例を挙げた上で、包括的な規定とするべきである。

②商標の本質的機能は自他商品役務等識別機能や、出所表示機能であるにもかかわらず、現行の商標の定義では、自他

商品役務等識別機能が商標の本質的要素となっていない(註:現行の商標法の規定ぶりでは、自他商品役務等識別機能を有していないても、第2条の定義を満たせば商標ということになってしまいます)。諸外国の商標の定義と同様に、自他商品役務等の識別性を追加するべきである。

③特許法、実用新案法、意匠法は、その保護対象の本質を定義しているが、商標法は商標の本質に関する定義がなされておらず、産業財産法全体からみて整合性が取れていない。

これに対し、「商標」の本質的な定義を変更することは、商標法の体系に大きな影響(権利行使が今まで以上に困難になるおそれがある等)を与えるのではないか、との異論も出たとのことであり、個別の条文についてさらなる検討が必要であると述べています。

一方で、新商標について早急に適切な保護を図るという観点から、改訂が予定されている商標の定義には、現実に具体的な保護の実需があるものであり、かつ、現段階で適切な制度運用の可能な標章(伝統的商標+新商標に連関する標章を指すものと思われます。)を個別に規定することが必要であるとしています。

いずれにしても、商標の定義については今暫く議論が続くものと思われます。

加えて「報告書」では、商標の定義の話から派生して、標章の商標的使用でないものに対して、無用な警告や訴訟が発生することを防ぐという観点から、標章のいかなる使用が、商標の各機能を発揮するかという「商標的使用論」を定義することが商標法上必要である、としています。これについては、次回以降にご説明します。

次回は、新商標の「使用」の定義、権利範囲の特定方法、出願日の認定、登録要件などについてご説明させて頂きたいと思います。

4. | 本稿の終わりに

なお、当事務所におきましては、新商標の出願に制度スタートと同時に応できるよう、情報収集・準備などに努めて参ります。新商標は勿論、伝統的商標につきましてもご不明な点がございましたら、なんなりとお問い合わせ下さい。





三審制の神話と現実

田中信義

Tanaka Nobuyoshi 平木国際特許事務所 顧問弁護士・元知的財産高等裁判所部総括判事

●
12

■ 1. | 三審制の神話と現実

「誤った判決は、必ず最高裁で是正され、正義が実現されるはずである。」とする三審制神話は、多くの裁判と無縁な国民の間に相当根強く浸透している。

平成10年施行の現行民事訴訟法では、最高裁に対する上訴制度は、権利としての上告と受理の可否を最高裁の裁量に委ねている上告受理申立ての二本立てとされた。上告が認められて最高裁の実質的判断を受けることができるのは、憲法違反がある場合(312条1項)と絶対的上告理由がある場合である。前者は、法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと(同条2項1号)、法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと(2号)、専属管轄に関する規定に違反したこと(3号)、法定代理人、訴訟代理人等が訴訟行為をするために必要な授権を欠いたこと(4号)、口頭弁論が公開の規定に違反したこと(5号)、及び、判決に理由を付さず、又は理由に食い違いがあること(6号)である。日常問題となる民事事件で憲法適合性が真の争点となる事件は殆どないし、絶対的上告理由のうち1号から5号までが問題となることはまずあり得ない。6号のいわゆる理由不備・理由齟齬も、判決理由それ自体において論理的に完結している場合はこれに当たらないとされているから、結局、上告により最高裁の実質的な判断を受ける機会は現実には殆ど期待できない。他方、上告受理申立制度は、法令解釈の統一の必要など法令の解釈に関する重要事項を含む事件として申立ての採否を最高裁の裁量に委ねた制度であり(318条)、当事者に受理を求める権利はない。現に、最高裁に持ち込まれる事件の9割以上を占める上告棄却決定及び不受理決定を受けた事件は、当然のことながら、最高裁が、原審の判断の当否を審査し、その正当性を是認したものではなく、これらの事件は二審制で処理されたことになる。このように見えてくると、三審制神話は、かなり限定された事件についてのみ妥当し、圧倒的多数を占める通常民事事件は二審制であり、三審制は幻というべきであろうか。

■ 2. | 個別正義実現の重要性

元アメリカ連邦最高裁判長官のレーンクィスト氏はその著書「アメリカ合衆国最高裁」で「連邦最高裁判所は、対立する当事者間で正義を秤にかける仕事をしなければならない裁判所であってはならない」(316頁)とその職責を述べており、我が国最高裁も同様の方向を目指している。

しかしそれでも最高裁に持ち込まれる事件が減らない最大の理由は、当事者が第二審の判断に心底納得しておらず、代理人もその声に抗し得ないことにあろう。その意味で、言い古されたことではあるが、最後の事実審である高等裁判所が、実質的な最終審であるとの明確な自覚の下、徒に審理を急ぐことなく、当事者の声に謙虚かつ真摯に耳を傾け、関係証拠の精査に基づく的確な事実認定と当事者の主張に説得的に応える判断を下すことが何よりも必要であるし、それを実現する上で協同の責務を負う訴訟代理人の訴訟活動の重要性が強く求められていることを肝に銘すべきであろう。実質的最終審としての控訴審の充実なくしては最高裁に持ち込まれる無意味な結果に帰する事件が減少することはないであろうし、「正義を実現する機関」としての司法に対する国民の信頼を確保することはできないであろう。



解説



6次産業化と知的財産

鈴木恵子 | Suzuki Keiko 平木国際特許事務所 弁理士



「6次産業化」という言葉をご存じでしょうか。この言葉は、農業経済学者の方が創り出したもので、農林水産業の1次産業と、食品産業の2次産業と、流通・販売の3次産業とに、農林水産業従事者が総合的に関わることにより、雇用と所得を確保し、新たな産業の創出を促進しよう、ということを意味します。1次×2次×3次=6次で、「6次産業化」というそうです。足し算でも6になりますが、掛け算の方が、相乗効果を期待できそうです。

6次産業化の一例を挙げると、仮に新品種の果物ができたとして、それをお菓子やジャムに加工してインターネット販売するとともに、新品種の果物の観光農園を経営し、その横で雰囲気のある喫茶店を出店する、というビジネススタイルが考えられます。これらの事業を一手に行えば、人件費や輸送費、設備投資などを節約でき、ダブルインカムどころかトリプルインカムも期待できます。

今は情報通信などの発達のおかげで、個人であっても持っている経験や物的・人的資源をうまく活用すればビジネスチャンスはある、と思えるような時代になってだいぶ経ちました。

■ 6次産業化と知的財産の関わり

6次産業化を考えたとき、様々な場面で知的財産が顔を覗かせます。

先に挙げた例ですと、新品種の果物ができたとき、種苗法による品種登録をすることができます。お菓子やジャムを作つて販売するとき、商品名を考えたり、商品に貼るラベルをデザインすると、商標として登録することができます。また、商品をインターネット販売するときや、観光農園の宣伝や利用の受付をするときなどに使用する、コンピューターを用いた新しいシステムを思いついたら、特許出願することができます。

知的財産権をしっかりと取得しておけば、他人による模倣防止になりますし、実際にマネされても自分の権利に基づき法的に対処することができます。しかし、知的財産権を取得しておかないと、自分のアイディアが他人にマネされ放題とい

うことになってしまいます。

品種登録、商標登録、特許出願には、もちろんお金がかかりますが、個人や中小企業に大きな負担にならないよう、考慮されています。官費をみると、品種登録出願は出願料47,200円です。商標登録出願は出願料12,000円からです。特許出願は出願料15,000円です。ただし、特許の場合、出願審査請求料も必要で、審査請求料118,000円から、となっています。出願審査請求料は高いので、一定の条件を満たす個人や中小企業については免除又は半額軽減される制度があります。また、地方公共団体によっては、補助金制度を設けているところもあります。

国も、だいぶ前から農林水産省が中心となって、法を整備したり情報を提供したり、食料産業局新事業創出課という部署を農水省内に作つたりして、農林水産業を儲かる産業にしようとしています。儲け損にしないためには、権利関係をしっかりと押さえておかなくてはなりません。知的財産権は6次産業化にとって、素通りできない問題なのです。

儲かるはずだった分を失わないために、また、競争力を付けるためにも、知的財産を知って活用することが必要です。

知的財産を知ってどう活用するか、その後のビジネスの勝敗が決まる一因となります。知的財産の世界では、そんな制度があるとは知らなかつたのだからしょうがないじゃないか、という言い訳は通用しません。なのに、知的財産は十分理解するには難しい分野です。気軽に相談できる人を人脈に持つことをお薦めします。



リンゴ(カナダ イースタンタウンシップスにて)



諸外国への特許出願

武藤 守

Muto Mamoru 平木国際特許事務所 内外事務グループ・グループリーダー

■ 1. | はじめに * 担当グループ紹介 *

2013年1月発行「第2号」で、当所の3つの事務部門のうち、国内事務グループを中心とした事務管理体制等をご紹介させて頂きました。本号では、特許協力条約に基づく国際出願（いわゆるPCT出願）を含めた諸外国への特許等出願・権利化関連手続並びに出願維持・権利維持年金手続を担当しております内外事務グループについてご紹介させて頂きます。

内外事務グループも、特許権等のライフサイクルに応じて、PCT出願の国際段階を含む出願セクション並びに実体審査報告となるいわゆるオフィス・アクションや特許権等の設定登録手続等担当の中間・年金セクションとした分割担当制を採用しております。諸外国への特許出願の方法は、大別して、いわゆる「パリルート」と称される各国への直接的出願方法と、いわゆる「PCTルート」と称されるPCT国際段階経由での国内移行出願という二つのルートがございますが、これら二つの出願ルートでは、関係条約や出願国の法制度の相違により、必要書類や出願手続態様等が大きく相違致します。また、出願又は国内移行後の各國審査官による発明の実体審査対応段階においても、国毎に、オフィス・アクション対応手続期間が相違しており、更に、出願・権利維持年金の納付手続でも、様々な期限が設定されております。このような諸手

続の多様性を考慮し、お客様に、特許権等のライフサイクルのいずれの時点におきましても、関係手続に精通した外国事務者によるサービスをご提供申し上げるべく、このような分割担当制を採用しております。

現在、内外事務グループ在籍所員は、管理職2名を含めて14名の正職員が在籍しておりますが、所員全員で頻繁に行われる諸外国の法改正等も確認しており、常に、上質な事務サービスをご提供できるような体制を整えております。

■ 2. | 世界の国々への特許出願の管理体制

世界の国々の中で、現在、パリ条約加盟国は、175ヶ国、そして、PCT条約加盟国は、148ヶ国ございます。日本国は、下掲の世界地図の中で見ると、とても小さな存在ですが、これを発明等の知的財産権の観点からみると、米国、欧州と共に三極と称されるように、毎年、多数の海外への特許出願を行っている知的財産大国で、年々、その出願件数は増加し続けております。

外国での特許権を取得するまでの道筋を一つのラインで考えてみますと、PCT出願のように、多数国への外国出願を一つに束ねて行う方法もございますが、この場合であっても、その後、権利化希求国での審査を受けるためには、国毎の国内移行手続が必要です。更に、取得できた特許権は、各々、

独立して存続しますので、権利毎の維持管理も必要です。

特に、外国案件の手続遂行では、出願や審査請求をはじめとして、オフィス・アクションに対する意見書・補正書の提出、各種料金の納付など、各國の現地代理人を介して、当該出願国／国群の所轄官庁へ様々な手続が行われます。従って、関係手続について出願人様のご意思決定をして頂くための期間、そのご指示に基づく当所での準備・処理期間に加えて、更に、現地代理人の書面起案等に必要な準備期間や、最終的に、外国所轄庁への実際の提出前の提出書



面案の確認作業期間が必要な場合もございます。

このような外国案件の処理特有の期限も含めた数々の期限管理は、国内案件と同様に、担当者管理に加えて、総合管理システムを用いた統括管理という二重管理がなされており、例えば、個人の誤認によるヒューマン・エラーが発生しないような体制を整えております。

また、諸外国との間のコレスポンデンスは、毎日、電子媒体や紙媒体によりなされていますが、相手国との時差の関係もあり、深夜に受信する場合も多々ございます。一日24時間、絶え間なく到着する諸外国からのコレスポンデンスは、連絡事項の所内処理を安全・確実に行えるように、所内受信窓口を専門部署に一本化したリスク・マネージメントもしております。



世界知的所有権機関 (WIPO) シュネーベ

3. | 国内の中継基地としての機能

発明の本質はその形体の中に存在する観念であると言われております。

お客様の中には、自分の見解や意見を他人へ伝達しようとした際、受け手側に正確に理解されず、誤解を招いたというご経験をお持ちの方もいらっしゃることと思います。例えば、レジャー目的での海外旅行中の一場面で、一笑できるような事例であるならばともかく、特許権の権利取得手続における意思伝達過程においては、そのような意思のずれは、例外なく未然防止しなければなりません。あくまで特許権取得のための諸手続という限定的な状況下ではあっても、公用語の相

違もあるので、受け手側の諸事情も考慮した上での慎重で丁寧な意思伝達が必須です。

諸外国の出願等の手続では、外国所轄官庁に対する実際の手続に先立って、先ず、現地代理人にお客様のご意思を正確に理解してもらわなければなりません。

当所の外国案件担当者は、いずれも、諸外国の法令に精通し、且つ、多数の外国案件の実務経験を有しております。単に、一つの国の一人の海外代理人とのコレスポンデンスではなく、同一国でも複数の現地代理人とのコレスポンデンスの経験を持ち合わせた担当者ばかりで、例えば、同一事項に関する、同一国の異なる代理人からの連絡態様の相違までも理解しております。

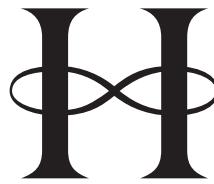
従って、このような外国案件の経験豊富な当所担当者へ外国案件のご依頼を頂ければ、各國における様々な相違とそれに対する対応を熟知した担当者が、お客様の外国案件のコンサルタントとして機能致しますので、現地代理人への正確なご意思の伝達が容易化され、より効率的な手続遂行が可能となります。

4. | 終わりに

情報化社会の進展は、弛みなく進歩を続けています。例えば外国案件に関しても、インターネット普及により、クリック一つで、様々な外国の法制等に関する参考情報が入手できるようになりました。また、インターネット経由で、PCT出願や外国案件の包袋記録情報が直接的に閲覧可能になりました。更に、各國の現地代理人への書面送付の場面でも、国際宅配便等の普及により、地域によっては、国内発送日の翌日には現地代理人の手元に書類が届くようになりました。

当所では、多数の外国案件から得られる個別情報を所内全員で共有化し、実際の実務における様々な状況下で活用可能としており、外国案件の国内コンサルタントとして、常に、高い専門性を有する最良のサービスをご提供すべく、技術・事務担当者の緊密な連携作業で外国案件に対応することをモットーとしており、国際特許事務所としての総合力で、お客様の外国案件の権利取得へと邁進しておりますので、ご照会、ご用命をお待ちしております。





平木国際特許事務所

● 東京オフィス

〒105-6232
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー32F
TEL.03-5425-1800 FAX.03-5425-0981

東京オフィス周辺MAP



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 東京メトロ 日比谷線「神谷町」駅より徒歩4分、3番出口より御成門駅方面へ（なだらかな下り坂）
- ❖ 都営地下鉄 三田線「御成門」駅より徒歩3分、A5番出口より神谷町駅方面へ



● 関西オフィス

〒550-0002
大阪府大阪市西区江戸堀1-2-11
大同生命南館2F 201号室
TEL.06-6446-0381 FAX.06-6446-0382



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 大阪市営地下鉄 四つ橋線「肥後橋」駅5-A出口より徒歩1分
または1-A出口より徒歩2分（大同生命大阪本社ビル地下直結）
- ❖ 大阪市営地下鉄 御堂筋線「淀屋橋」駅3または4番出口より徒歩6分

<http://www.hiraki-patent.co.jp/>



HIRAKI & ASSOCIATES

Newsletter

vol.4

平木国際特許事務所 ニューズレター

JANUARY 2014

[本冊子に関するお問い合わせ先]

TEL.03-5425-1800 / FAX.03-5425-0981 / E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

- 本冊子は知的財産に関する一般的な情報をまとめたものです。したがって、個別の事案についての当事務所の具体的な対応のあり方や助言を示すものではありません。
- 本冊子の送付をご希望されない方、また、受領者以外で本冊子の送付をご希望される方は、電話・ファックス・メールなどで編集部までご連絡ください。

| 編 | 集 | 後 | 記 |

2013年は、異常気象に悩まされた年でしたが、2020年のオリンピック招致に成功し、将来に明るい話題が提供されました。

我々特許業界は、リーマンショック以来の景気の落ち込みにより色々な面で頭を抱えましたが、TPP交渉では知的財産権が大きくとりあけられ、又景気も徐々に上向きになっており、希望の光が見えてきた感がします。

本誌についても、知財及び当事務所についての情報をお伝えすることにより、皆様のお役に立てるよう、2014年も努力してまいりますので、今後ともご愛顧の程、宜しくお願ひ申し上げます。

(編集幹事)